

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2019

11

November



No.559

SCHEDULE 主要行事予定 令和元年11月～令和2年1月

11月

5日(火) **一般不可**
●青年部会正副会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

6日(水) **一般可**
●生活習慣病検診①
【場 所】 ココファン横浜鶴見
【時 間】 9:30～

6日(水) **一般不可**
●女性部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 18:00～

7日(木) **一般可**
●生活習慣病検診②
【場 所】 ココファン横浜鶴見
【時 間】 9:30～

8日(金) **一般不可**
●第33回 全国青年の集い大分大会
【場 所】 iichiko 総合文化センター
【時 間】 8:30～

11日(月) **一般可**
●街頭広報
【場 所】 JR鶴見駅東口西口
【時 間】 10:00～

12日(火) **一般不可**
●納税表彰式
【場 所】 キリンビール横浜工場レセプションホール

14日(木) **一般可**
●女性部会チャリティーバザー
【場 所】 鶴見区役所前広場
【時 間】 10:00～14:00

14日(木) **一般可**
●第37回源泉所得税研修会第四講
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 15:00～

14日(木) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

15日(金) **一般不可**
●理事会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 16:00～

17日(日) **一般可**
●第14回トレジャーハンティング in つるみ
【場 所】 鶴見大学体育館、鶴見区全域
【時 間】 10:00～

20日(水) **一般可**
●第23回ほうじん劇場
【場 所】 鶴見公会堂
【時 間】 17:50～

21日(木) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】 鶴見税務署1階会議室
【時 間】 13:30～

22日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

12月

3日(火) **一般不可**
●青年部会正副会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

4日(水) **一般不可**
●厚生委員会
【場 所】 未定
【時 間】 18:00～

5日(木) **一般可**
●第37回源泉所得税研修会第五講
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 15:00～

6日(金) **一般不可**
●市場支部幹事会
【場 所】 市場西中町自治会館
【時 間】 18:00～

9日(月) **一般不可**
●税制委員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 18:00～

10日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

11日(水) **一般可**
●鶴見中央支部年末懇談会
【場 所】 鈴よし
【時 間】 18:00～

12日(木) **一般不可**
●組織委員会 **一般不可**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 18:00～

17日(火) **一般不可**
●青年部会12月例会望年会
【場 所】 法人会会議室川崎日航ホテル

20日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

1月

5日(日) **一般可**
●鶴見七福神めぐり
【場 所】 熊野神社他
【時 間】 9:45～

7日(火) **一般不可**
●青年部会正副会長会議
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

14日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

22日(水) **一般不可**
●令和2年新年賀詞交歓会
【場 所】 崎陽軒本店
【時 間】 18:00～

23日(木) **一般可**
●新設法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

24日(金) **一般可**
●決算法人説明会
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

Profile

法人名: 吉田不動産株式会社
役職名: 取締役
氏 名: 吉田 健司 氏
続 柄: 長男(11ヶ月)
続 柄: 長女(3才6ヶ月)
氏 名: 陽花(はるか)
氏 名: 一翔(かずと)
趣 味: パズル
支 部: 鶴見西
撮 影: (株)セントラルスタジオ



INDEX

税を考える週間行事予定	1
第36回全国大会三重大会	2
事業レポート	4
鶴見税務署からのお知らせ	6
新入会員紹介/税務無料相談	8
会員優待サービスブック	9

税を考える週間行事予定

11/11 月 税の無料相談

日時 令和元年11月11日(月)
10:00～15:00
場所 鶴見区役所
主催 東京地方税理士会 鶴見支部

街頭広報

日時 令和元年11月11日(月)
10:00～
場所 JR鶴見駅周辺
共催 関係民間6団体
鶴見税務署
★各種パンフレット等配布

11/12 火 納税表彰式

日時 令和元年11月12日(火)
受付14:10 開式15:20
場所 キリンビール(株)横浜工場
レセプションホール
主催 鶴見税務署

11/14 木 チャリティー バザー

日時 令和元年11月14日(木)
10:00～
場所 鶴見区民文化祭会場
(鶴見区役所前広場)
主催 公益社団法人
鶴見法人会 女性部会

11/20 水 ほうじん劇場

日時 令和元年11月20日(水)
開演17:50～
場所 鶴見公会堂
演目 落語、漫才等
主催 公益社団法人
鶴見法人会 事業委員会

会員増強キャンペーン

さあ、今こそ 一歩踏み出す 法人会

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。
お知り合いの方、ご近所の方に、声をおかけください。

(公社)鶴見法人会事務局 電話521-2531

第36回法人会全国大会 (三重大会)

10月3日(木)

全法連主催の法人会全国大会が三重県津市の「津市産業・スポーツセンター」にて開催され、当会からは、大島会長他7名が参加した。

この大会は「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場として毎年開催されるものである。第1部記念講演では、講師に地元、伊勢神宮の広報室広報課長 音羽 悟氏をお迎えして「皇室と神宮」と題し、講演を行った。伊勢神宮の多々ある年中行事、神宮内自給自足で塩までも自家製造している等、興味深いお話を伺った。第2部記念式典では、全法連小林会長の主催者挨拶、星野国税庁長官、鈴木三重県知事、前津市市長祝辞に続き、全法連飯野副会長による「令和2年度税制改正に関する提言」の説明並びに利根副会長より「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

令和2年度税制改正に関する提言 【基本的な課題】

I. 税・財政改革のあり方

1. 税制健全化に向けて

- (1) 一般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のため不可欠であり、引き上げによる悪影響を緩和する環境整備は必要だが、バラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、政策経費を2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円程度抑制する目安を達成した。2019年度からの3か年についても社会保障費の増加額を抑制する目安を示して、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は、国家的課題であり歳入歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では、安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 一般の引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度を導入されるが、これによる減収分については、安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 1. 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。(診療報酬の見直し、ジェネリックの普及率80%の達成)
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護においては、給付水準の見直し、不正受給の防止など、厳格な運用
- (5) 少子化対策では、現金支給より保育所や学童保育等を整備するなど現物支給に重点を置くべきである。(企業主導型保育事業・安定財源の確保必要)
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税率引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税軽減税率対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できる様さらに実行性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システムの改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済の活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- ・OECD 加盟国の法人税実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため今後もさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。米国のトランプ税制改革でわが国水準以下に引き下げられた。
- ・国際競争力の強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性、簡素化の観点から。政策目的を達したものと適用件数の少ないものの廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新などの活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額原価償却資産の取得価格の取得の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用措置の適用期限を延長する。

3. 事業継承税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業継承税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業継承税制が必要である。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業継承が図れるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。(計画書の提出期限について配慮)
- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

4. 事業継承税制の拡充

- (1) 1. 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業継承税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業継承税制が必要である。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業継承が図れるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。(計画書の提出期限について配慮)

III. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、更なる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元へ根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術蓄積づくりや人材育成等、実効性ある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットの追求
- (3) 国と比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を生かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準には正す必要がある。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。

IV. 震災復興

今後の災害復興にあたっては、これまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応も踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まなければならない。

近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ震災特別法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）延長する事。

V. その他

1. 租税環境の整備

2. 租税教育の充実

【科目別の具体的課題】

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

2. 交際費課税の適用期限延長

3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担するべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については、累次の改正の影響を見極めながら、適正に負担すべきである。
- (3) 個人事業税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化はおこなうべきではない。
2. 贈与税は経済活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除額を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定なく据え置かれているため、大幅に引き上げるべきである。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一本化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ長期にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公正を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することがないよう配慮するとともに、収収確保のために法人企業に対して安易な課税を行うべきでない。

その他

1. 配当に対して二重課税の見直し

2. 電子申告

令和元年度税制改正スローガン

- ・経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体化改革を!
- ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を!
- ・中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を!
- ・中小企業にとって事業継承は重要な課題。
本格的な事業継承税制の創設を!

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果が期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国も対象とするなど余談を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は、先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題を抱えている。社会保障の恒久的財源である消費税は、今般、税率が10%に引き上げられたが、今後の社会保障給付費の増大と財政の健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を即す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業継承税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日 全国法人会総連合 全国大会



事業 Report

7月講師例会 7月31日(水) 青年部会

部会員54名、来賓1名、一般10名、事務局1名の総勢66名で水晶院別館にて開催した。株式会社八天堂の代表取締役：森光孝雅氏を講師にお迎えし、「失敗から学んだ成功を勝ち取るための秘訣」というテーマでご講演をいただいた。

神戸にあるドイツパンの名店で修業後、故郷である広島県三原市でパン屋を開業し、10年間で県内13店舗を構えるまでに急成長を遂げた。しかしその矢先に新店舗の店長を任せようと思っていた部下より、突如退職の意向を伝えられる。その後も店長クラスの従業員が何人も退職していき、業績は急激に悪化していた。またその時には従業員の労働環境も劣悪になっており、パンが大好きで前向きに仕事に取り組んでくれていた女性社員が精神的に追い詰められてしまうような状況になっていた。資金繰りも非常に苦しくなっており、経理を務めていた奥様も心労から体重が激減し、森光氏本人も体調を崩していた。

そのような状況の中で、栃木県で同じくパン屋を営んでいた弟さんから連絡があり、今まで貯めてきた貯金を事業の立て直しに使ってくれとの申し出があった。その時に今までどこか距離を取り、向き合ってこなかった先代の親の事を思い出した。そして弟のように素晴らしい人間を自分は育てることが出来ていないと感じると同時に今までに受けてきた親への感謝を改めて感じた。そして先代である親に会いにいき、そこ

で変わろうと強く決意した。親と改めて向き合うことで従業員に対する接し方も変わり、厳しい状況の中でも一緒に頑張りたいと言ってくれる従業員も出てきてくれた。そのような従業員は事業が上手くいっている中では、どこか頼りないと感じてしまう従業員であったが、苦しい時期を一緒に乗り越えたくれた恩人になった。

そして何かお役に立てる事があればという姿勢で事業に再度取り組み、広島県内のスーパーにパンを卸すという事業でV字回復を遂げた。しかしこのままではスーパーのシェアも他社に取って変わられてしまうという危機感から卸売り事業からの撤退を決め、「自分にしかできない事はなんだろうか」という自問自答を繰り返し、そこから創業の歴史・和洋の技術と自身のパンの技術を融合させた“くりむパン”を開発した。講演の中では、「付加価値」をどのようにして付けていくか、また「本業を離れるな、しかし本業だけを続けるな」という言葉を用いて“くりむパン”開発までの経緯を説明していただいた。



8月スポーツ例会 8月27日(火) 青年部会

ボウリングを通じて青年部会員の親睦を図ることを目的として、スポーツ例会を開催した。2ゲームを実施し、青年部会とご来賓との対抗戦(各上位5名によるアベ

レージ)とした。また、青年部会においては、個人戦をおこなった。ご来賓との対抗戦の勝敗は、2年ぶりに青年部会が勝利を飾った。



連絡協議会セミナー 9月3日(火) 女性部会

(一社)神奈川県法人会連合会『女性部会連絡協議会セミナー』が新横浜国際ホテルにて開催され、県内18法人会から約200名の女性部会員の参加があり、本会からは9名が参加した。また今期、当会の榎本部長が県連の女性部会長に選出され、挨拶などをおこなった。第一部は、元湯陣屋 代表取締役女将の宮崎知子氏による特別講演『倒産の危機から這い上がった素人女将による旅館改革への挑戦』があり、業務改善のためのクラウド型ホテルシステム『陣屋コネクト』を独自開発した話などをうかがった。ICTを活用したデータ分析とおもてなし向上を実現し、旅館を立て直したなどのお話を、興味深く拝聴し、自社でも取り入れられる内容もあり、大変有意義な講演であった。また第二部の懇親会では、他会の部会員との親睦を深めた。





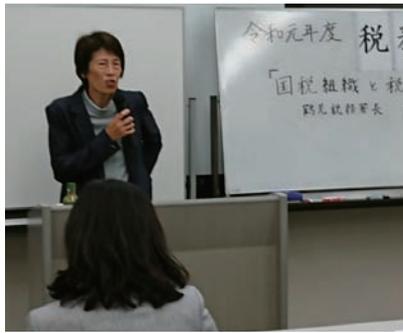
**源泉所得税研修会（第3講）
9月12日（木）
源泉部会**

鶴見税務署の古屋上席調査官を講師にお迎えして、受講者18名が参加して、「源泉所得税の実務(中級)」についての研修会をおこなった。



**税務研修会
10月15日（火）
女性部会**

当法人会会議室に於いて、24名が参加し開催した。第1部は鶴見税務署間瀬署長より「国税組織と税務の仕事」と題し、女性署長ならではの視点で、課題点や経験談も盛り込みご講演いただいた。また第2部では、10/1から実施された消費税率変更に伴う軽減税率制度に関するクイズをおこなった。税務署に寄せられていた「よくある質問」を参考に出題され、グループ毎に署幹部の皆様と共に解答を導き、楽しみながら学んだ。



**第7回体験学習(はじめての出張)
10月20日(日)～21日(月)
事業委員会**

東横イン横浜鶴見駅東口にて、豊岡小学校4年生の生徒30名、校長先生他学校関係者5名、マジック関係1名、法人会関係多数が参加し、体験学習「はじめての出張」を開催した。

当日生徒達は、グループに分かれ、東横インの各店舗から応援に駆けつけた支配人が各グループのリーダーとなり、フロントの仕事や客室の設備の使い方を学び、その後、鶴見税務署の佐藤第一統括官による税金クイズ、高岡英機氏によるマジックショーを楽しんだ。

翌日には、各グループリーダーより、はじめての出張受講証明書が生徒一人一人に手渡された。



**福利厚生制度推進連絡協議会
10月21日（月）
厚生委員会**

ベストウェスタン横浜にて、令和元年度福利厚生制度推進連絡協議会を21名が参加し開催した。

福利厚生制度受託保険会社の大同生命保険(株)・AIG損害保険(株)・アフラック生命保険(株)3社より当法人会の同制度加入状況報告と今後の推進施策についての説明があった。



お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

申告書などを税務署へ提出する際は、“**毎回**”

マイナンバーの
記載
123...

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類



マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

ポイント!

マイナンバーカードは、番号確認と身元確認が1枚で可能な唯一のカードです。
是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください!



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

※平成30年1月以降、一部の書類について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードの取得方法は?

意外と簡単!
スマホから申請
できます!

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから市町村宛に申請でき、初めて申請される方は無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

[マイナンバーカード 取得方法](#)

マイナンバーカードが
利用できる場面が、
今後どんどん拡大する
見込みです!



いろいろな行政手続きが
マイナンバーカードを使って
便利に利用できるようになる
予定ですので、お早めの取得を
おすすめします!

スマホによる申請
はこちらから!



マイナンバーカードを活用して e-Taxをより便利に！



e-Taxで申告するには？

STEP

1 マイナンバーカードを取得

STEP

2 ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意

STEP

3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

マイナンバーカード
対応のスマホ一覧は
こちらから！



e-Taxのメリットは？

より便利に
なりました！

24時間 提出可能

税務署に出向くことなく、確定申告期間中は土日祝日も含めて24時間（その他の期間は平日24時間）申告書の提出ができます。

本人確認書類 の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

これからも より便利に

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を送信する場合、e-Taxの利用者識別番号（ID）・パスワードの取得・入力・管理を不要にするなど、利便性を高めるため様々な取組みを行っております。

マイナンバーカードでできることって？

今後もできること
増え続けます！

メッセージ の確認

マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから、申告した内容や税務署からのお知らせを確認できます！

身分証明書 として

マイナンバーカードのおもて面は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます！

その他にも さまざまな シーンで

その他にも、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票の写しが取得できたり、マイナポータルにログインしたり、利用できるシーンが増え続けています！

その他のメリット
はこちらから！



新入会員紹介

令和元年8月～令和元年9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員 代表者氏名		住所	
		電話		業種	紹介者
鶴見中央	藍澤証券鶴見支店	正会員	長峯 利光	鶴見中央4-28-17	
		501-1441		金融商品取引業	大同生命保険(株)
矢向江ヶ崎	(株)ナチュラルシー	正会員	高野 貴之	矢向3-22-12ユナイトパティオ矢向101	
		642-8349		クリーニング業	大同生命保険(株)

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 令和元年11月20日(水)、令和2年1月15日(水)

■時間 13時～16時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

利用しよう！ 法人会会議室

会員のみなさまに当法人会会議室のご利用を提案します。会議室使用料金も、近隣貸会議室に比べ安価でご利用いただけます。スクール形式で定員50名様まで可能です。



1. 使用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金	
午前	9時～12時	会員	2,500
		一般	3,500
午後	13時～17時	会員	3,000
		一般	4,500
一日	9時～17時	会員	5,000
		一般	7,000

2. 付属設備使用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金		
		マイク	スクリーン・プロジェクター	ホワイトボード
午前	9時～12時	会員	200	1,000
		一般	300	1,500
午後	13時～17時	会員	200	1,000
		一般	300	1,500
一日	9時～17時	会員	300	2,000
		一般	500	3,000

会員優待サービスブック掲載希望の事業所や店舗のご応募お待ちしております。

募集中
申込締切
2020年
1月24日(金)

原寸
掲載例

飲食店 **レストラン** ○○○○ ○○○○駅

オーガニック食材にこだわったイタリアン料理をご提供いたします。

写真やイラスト

**0,000円以上
ご利用に限り
00%OFF**

住所/横浜市青葉区○○○○○-○
 電話/045-000-000 FAX/045-000-0000
 最寄駅/東急田園都市線「○○駅」より徒歩5分
 営業時間/10:00~21:00 (L.O.20:00)
 定休日/月曜
 URL /http://www.aaaaaa E-mail /aaaa@aaaaaa.co.jp

掲載希望の方は…

下記の手順に沿って、神奈川県内法人会会員優待サービスのホームページより掲載申込フォームから送信してください。アドレスは <https://houjinkai.kanagawa.jp>



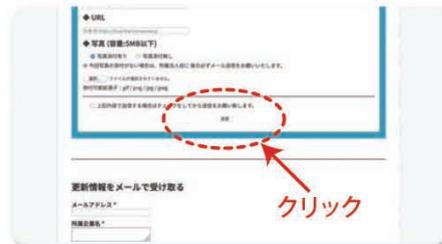
1 パスワード入力画面より、パスワード2019yutaiを入力してください。



2 会員優待サービス実施店舗募集メニューより該当の法人会を選択してください。



3 掲載申込フォームより必要事項を入力してください。



4 入力内容、写真添付等が完了しましたら、送信ボタンをクリックしてください。

内容は随時更新しております。

- | | |
|---|--|
| <p> 横浜南法人会 TEL. 045-370-8261 FAX. 045-370-8271
E-mail info@ym-houjinkai.or.jp</p> <p> 戸塚法人会 TEL. 045-861-8743 FAX. 045-864-6953
E-mail info@totsuka-houjinkai.com</p> <p> 神奈川県法人会 TEL. 045-633-7666 FAX. 045-633-7592
E-mail info@kanagawahoujinkai.or.jp</p> <p> 緑法人会 TEL. 045-971-5751 FAX. 045-971-5736
E-mail info@midorihoujinkai.or.jp</p> <p> 鶴見法人会 TEL. 045-521-2531 FAX. 045-503-2051
E-mail hojinkai@tsurumi.or.jp</p> | <p> 川崎北法人会 TEL. 044-799-1791 FAX. 044-799-1793
E-mail office@kawa-kita.or.jp</p> <p> 川崎南法人会 TEL. 044-233-4852 FAX. 044-245-0023
E-mail info@km-houjinkai.or.jp</p> <p> 川崎西法人会 TEL. 044-980-4131 FAX. 044-980-4646
E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp</p> <p> 横須賀法人会 TEL. 046-825-7100 FAX. 046-826-3073
E-mail office@yokosuka-hojinkai.com</p> <p> 小田原法人会 TEL. 0465-23-3641 FAX. 0465-23-5109
E-mail odawara-hojinkai@nifty.com</p> |
|---|--|

税を考える週間行事

チャリティーバザー開催のお知らせ

毎年ご好評いただいておりますチャリティーバザーを下記のとおり開催いたします。
ご寄贈いただける品がありましたら、事務局までご連絡ください。
また当日は、皆さまお誘いあわせの上、ぜひご来場ください。お待ちしております。

日時 令和元年11月14日(木) 10時～14時
場所 鶴見区役所前広場(雨天決行)



女性部会入会のご案内

女性部会は、経営に携わる女性同士の情報交換の場として、又、税の知識や教養を高める研修会を催し活発な活動をしております。法人会会員会社の方ならどなたでも入会できます。
皆様のご入会を心からお待ち申し上げます。

新年度	入会金	3,600円
次年度	年会費	3,600円

税務研修会当日ご入会いただければ、第一部講演会、第二部研修会に参加できます。
女性部会入会及び、税務研修会参加申し込みは事務局までご連絡下さい。
皆様のご入会を心からお待ち申し上げます。

青年部会入会のご案内

鶴見区内で会社経営をされている方または、幹部社員の方を対象とした会です。
男女を問わず年齢50歳未満の方であれば、どなたでも入会できます。
同世代の仲間が研修会、親睦交流等を通じて経営者としての資質向上を図るだけでなく、
税の啓発を踏まえた地域貢献活動に取り組んでいます。

新年度	入会金	15,000円
次年度	年会費	15,000円